

■クマ等の出沒を抑制するため 不要果樹の伐採の経費を補助します

●対象となる不要果樹

▼白鷹町内に現存し、かつ、伐採することに関し所有者の合意があること

▼最寄りの住家（空き家は除く）からの水平距離が200m以内の範囲にあること

▼所有者または地域団体が利用していない野生鳥獣を誘引するおそれのある柿樹、栗樹等

▼補助金の交付決定の日以後から令和9年1月18日までに伐採が完了すること

▼出荷用として栽培していた果樹や耕作放棄地内の果樹でないこと

●対象補助者

自治会または個人（町税等を滞納していないもの）

●補助対象経費

不要果樹の伐採および伐採後の処分に直接要する費用

※費用に関する明細の提示をお願いします。

●補助限度額

次のいずれか低い額

(1) 補助対象経費の3分の2に相当する額

(2) 不要果樹の伐採本数に2万円を乗じて得た額

●申請期間

8月31日（月）まで

●申請方法

※予算額に達した時点で受付終了
林政課窓口 directly お越しください。

●その他

実際に、クマ等の出沒が確認できた果樹やクマ等の移動経路になっている箇所を伐採する事業、また、自身での伐採が困難な状況等を鑑みて、優先的に交付の決定をさせていただきます。

【問い合わせ】

林政課森林整備係

☎ 85-6125



令和9年産「つや姫」生産者・ 「雪若丸」生産者組織の募集について

【募集期間】令和8年8月7日（金）～9月11日（金）

◆「つや姫」について

- 1 申請手続き：生産者組織（JA 米集組合、法人等）または農業者個人が町を通して申請します
- 2 提出先：白鷹町農政課農業振興係

◆「雪若丸」について

- 1 申請手続き：生産者組織（JA 米集組合、法人等）で申請します
- 2 提出先：置賜総合支庁西置賜農業技術普及課

※「つや姫」「雪若丸」とも、水稻作付面積や栽培方法などの要件があります。

※詳しくは農政課、JA または農業技術普及課にお問い合わせください。

※令和8年度に認定・登録されている方（組織）も申請が必要です。

※申請書は、下記問い合わせ先にあります。



【問い合わせ】白鷹町農政課 農業振興係 ☎ 0238-85-6107

山形おきたま農業協同組合 白鷹支店 ☎ 0238-85-2121

置賜総合支庁 西置賜農業技術普及課 ☎ 0238-88-8213

人権擁護委員の委嘱について

7月1日より人権擁護委員として、新たに金田孝善さんと八木千佳さんが法務大臣から委嘱されました。

いじめ・虐待・体罰・差別等のない社会をめざし、人権擁護のための啓発活動や相談活動に取り組んでいます。

●町の人権擁護委員

菅 文隆 委員（山口）
菊地 洋子 委員（鮎貝）
菅原 美穂 委員（荒砥）
神居 裕子 委員（鮎貝）
金田 孝善 委員（高玉）
八木 千佳 委員（十王）

【問い合わせ】

町民課くらし環境係
☎85-6131

困ったら一人で悩まず行政相談

●いつ 9月17日（木）

午後1時30分～3時30分

●どこで 中央公民館会議室A

●担当行政相談委員

▼田中恵治委員 ☎85-4120

▼大村奈保子委員 ☎85-2085

※改善事例パネル展を9月10日（木）～17日（木）まで、中央

《これまでの活動に感謝》

6月で人権擁護委員を退任された鈴木和夫さんと向田美和子さんに、法務大臣および白鷹町長より感謝状が贈呈されました。



左から佐藤米沢法務局支局長、金田さん、八木さん、向田さん、鈴木さん、田宮町長

公民館町民ラウンジで実施します。ぜひご覧ください。

【問い合わせ】

総務省山形行政監視行政相談センター

☎023-632-3113

町民課くらし環境係
☎85-6131

農作物等の鳥獣被害について

町内において鳥獣（特にクマ、イノシシ）による農作物被害情報が多く寄せられています。町では、目撃や被害報告のもと現地確認のほか、注意喚起やパトロール、電気柵の設置状況を確認しています。

例年7月以降は、クマの出没数が急増しており、農作物被害として、スイカ、桃、ブドウ、リンゴ、栗、トウモロコシ、飼料用デントコーンなどの被害が多く出ておりますので注意が必要です。

鳥獣の被害拡大防止対策として、必要に応じてクマやイノシシの有害捕獲駆除も行っておりますが、鳥獣の種類によっては法律により保護管理されており、安全に有害捕獲駆除を行うためには、捕獲許可条件と手続きが必要になりますのでご理解くださるようお願いいたします。

農作物等の被害を最小限に抑えるためには、日頃からの被害防止対策が大切です。農作物周辺の草刈りや定期的な点検見回り、鳥獣の誘引物となる自宅周辺の生ごみ、放任果樹等の撤去を行っていただくとともに、電気柵等の適切な設置・管理などにご協力をお願いします。なお、町では電気柵の設置に補助を行っておりますので、設置予定の際はご相談ください。

また、令和6年度には町内において電気柵の窃盗事案が発生しております。購入される際には盗難補償に加入していただく等の盗難防止対策をお願いします。



【問い合わせ】 林政課森林整備係 ☎85-6125